

横手市



令和 7 年度

生活保護のしおり

このような方は、ご相談ください



びょうき しょう 病気や障がいで、働けない



しゅうにゅう すく 収入が少なく、生活できない



しゅうにゅう すく いりょうひ しはら こま 収入が少なく、医療費の支払いに困っている

など

横手福祉事務所
社会福祉課 生活福祉係



目 次

1.生活保護とは	1
2.保護を受けるうえで必要なこと	2
3.保護を受けるうえで優先すること	3
4.保護を受けるまでの手続きは	4
5.保護はこのようにときに受けられます	5
6.保護の種類は	6
7.保護受給中に減額・免除されるもの	7
8.権利として保障されること	8
9.保護受給中に守っていただくこと	8
10.次のようなときは、すぐ届け出てください	9
11.保護費の返還	9
12.次のようなときは、相談してください	10
13.医療機関にかかるときは	11
14.民生委員とケースワーカー	12

1. 生活保護とは

一生のうちには、良いとき、悪いとき、いろいろなことがあります。病気やケガにより仕事をなくし生活が苦しいとき、病気になり医療費の支払いに困るとき、年金収入がすくなく生活が苦しいときなど…。

生活保護とは、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手をつくしても、なお生活ができない場合に、国の基準に従い、お金などを支給することで、あなたの家庭(世帯)の最低限度の生活を保障するとともに、自立※した生活が送れるように支援する制度です。

※ 自立とは……大きく分けて「3つの自立」があり、利用者に合わせた支援を行います。

- ① 日常生活自立……心身の健康を回復・維持、自分で自分の健康や生活管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送ること
- ② 社会生活自立……社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
- ③ 経済的自立……就労することなどにより、自身の収入で生活を送ること

日本国憲法第25条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、私たちは誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができます。



2. 保護を受けるうえで必要なこと

もし、あなたが生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります

- あなたやあなたの家族(世帯)で、働ける人は能力に応じて働いてください。
- 保有する現金や預貯金は活用してください。
- 生命保険(学資保険を含む)に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用する必要があります。ただし、内容によっては保有が認められる場合がありますので、事前に福祉事務所へ相談してください。
- 社会保障制度(老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用年金、労災保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、障害者総合支援法など)を活用してください。
- 自動車の保有は原則として認められません。また、他人名義の自動車を使用することも認められません。
ただし、障害をお持ちの方や公共交通機関の利用が著しく困難な方の通院・通勤などに必要な場合には、自動車の保有が認められることがあります。
- 貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。
- 居住している土地、家屋の保有は認められますが、処分価値が著しく大きい場合は処分して活用していただく場合もあります。なお、利用していない土地、家屋などの資産は、処分するなど活用してください。また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(住み慣れた自宅に住み続けたい高齢の方に土地・建物を担保として、生活資金を貸し付ける制度。リバースモーゲージともいう。)を活用できる場合は、活用してください。
- そのほかの資産についても、原則は活用していただく必要がありますが、価値が乏しく利用する意味があるなどの場合に、一定の条件のもとで保有を認められるものもあります(原付バイクなど)。
- 暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。



保護を受け
る際には確認す
ることが色々
あります。

3. 保護を受けるうえで優先すること

■ 扶養義務者の扶養(親、子ども、兄弟姉妹などからの援助)を受けられる場合は、生活保護に優先して受けてください。なお、扶養は可能な範囲で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。

■ 民法に定められた扶養義務者(親、子ども、兄弟姉妹など)か、そうなる可能性が高い方には、どの程度の援助が受けられるかについて、申請後に調査を行います。そのために、まずは申請された方から、扶養義務者との関係性や、扶養義務の履行の可能性について聞き取りを行いますので、扶養義務の履行が期待できないときや調査に支障がある場合には相談ください。

なお、DVや虐待など、照会により自立を阻害することになる場合は、照会を行いません。

★このページの詳しい内容については、福祉事務所におたずねください。

この「しおり」は、生活保護制度についてわかり

やすく説明したものです。

よく読んで制度についての理解を深めてください。

4. 保 護 を 受 け る ま で の 手 続 き は

そう だん 相 談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、福祉事務所、
自立相談支援窓口、お近くの地域局、民生委員に相談してください。

しん せい 申 請

申請の意思があれば、だれでも申請することができます。
原則として本人による申請が必要ですが、事情により本人が申請する
ことができないときは、同居の親族や扶養義務者による申請も可能です。

ちょう さ 調 査

申請されますと、生活保護が必要か否かの判断を行うため、次のような
調査をさせていただきます。

ちょう さ おも 調 査 す る ま い な こ と は

- 訪問し、生活状況を確認します。
- 家族の(世帯)収入がどれくらいか。
- さしあたって、暮らしに必要なない資産を活用する方法はないか。
- 働くことができる方は、収入を得られる道はないか。
- 病気や障がいの状況はどうか。
- 親、子ども、兄弟姉妹からの援助は受けられないか。
- 年金、手当などの給付は受けられないか。

そのほか、関係機関(官公署、金融機関、保険会社など)に調査をします。

けっ て い 決 定

国が定めている基準により計算したあなたの世帯の最低生活費と収入
を比べて、生活保護が必要か否か決定します。申請した日から14日
以内に(調査に時間を要したときは30日以内)に通知します。

※くわしくは、次のページで説明しています。

つう ち 通 知

保護が受けられる場合 ……あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合 ……あなたに保護申請却下通知書をお渡しします。

稼働能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。しかし、病気や障害、そのほかの理由により働くことが難しい方は、通院・治療や生活の安定などを優先します。

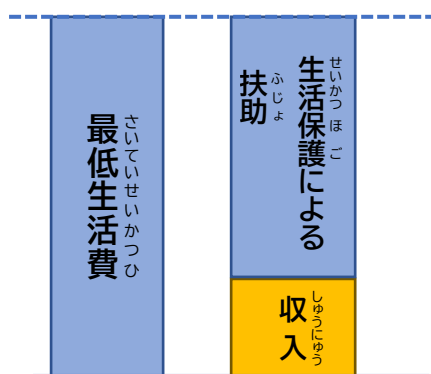
なお、求職活動にあたっては職業訓練などの支援があります。また、履歴書作成など支援が必要な場合には、まずはケースワーカーに相談ください。

5. 保護はこのようなときに受けられます

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

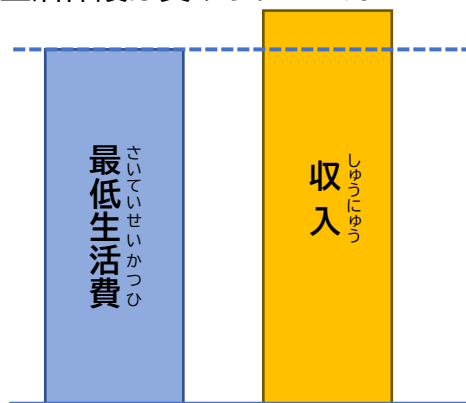
【保護が受けられる場合】

収入が最低生活費を下回る場合は、その不足分が生活費として支給されます



【保護が受けられない場合】

収入が最低生活費を上回る場合、生活保護は受けられません



● 最低生活費とは

あなたの世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国が定めた基準により計算した1カ月分の生活費です。

● 収入とは

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

6. 保護の種類は

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。一定の支給条件があったり、事前申請が必要なものもあったりするため、事前に相談してください。

生活扶助

- 食べるもの、着る物、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- 保護開始時にない冷暖房器具の購入や、引越などの費用
- 在宅の場合、10月から4月までは冬季加算があるほか、特別な需要がある方には、次のような加算があります。
 児童養育加算(高校生以下の子を養育する方)、
 母子加算(ひとり親世帯など)、障害者加算(重度の障害者など)

扶助費は、1カ月分が毎月1日に(1日が休祭日の場合はその前日)、原則として銀行振り込みで支給されます。臨時の出費にも対応できるよう、計画的な消費に努めてください。

教育扶助

- 義務教育を受けている児童・生徒に必要な学用品、教材費、給食費、学級費、クラブ活動費用など
- 小・中学校の入学準備のための費用

住宅扶助

- 家賃、地代や住宅の補修、敷金などの費用



医療扶助

- 病気やケガのための病院にかかる費用(健康保険適用範囲内)
- 治療材料(眼鏡・コルセットなど)や施術、通院移送の費用



介護扶助

- 介護保険サービスを利用する費用
- 住宅改修や福祉用具を購入する費用



出産扶助

- お産をするための費用(出産準備も含む)

生業扶助

- 仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校の就学費用(クラブ活動の費用を含む)

葬祭扶助

- 葬祭の費用(遺族による葬祭執行が優先)

そのほかにも、^{りんじてき}臨時的に^{ひつよう}必要な^{ひよう}費用を支給^{しきゅう}できる場合があります。^{ばあい}

臨時的一般生活費

①被服費

^{ひふく}被服、^{ふとんるい}布団類、^{しんせいじ}新生児
のための^{うがぎとう}産着等がまっ
たかない^{ばあい}場合などに
^{ひつよう}必要な費用

②入学準備金

^{しょうがっこう}小学校・^{ちゅうがっこう}中学校等に
^{にゅうがく}入学する^{じゅんび}準備など
に必要な^{ひつよう}費用



③家具什器費

^{すいじようぐ}炊事用具・^{しょつき}食器、^{だんぼう}暖房
^{きぐなど}器具等の^{もちあわせ}持ち合わせ
がない^{ばあい}場合に^{ひつよう}必要な
^{ひよう}費用

④住宅維持費

^{かおく}家屋の^{しゅうり}修理・^{ほしゅう}補修、
^{ゆきお}雪下ろしなどに^{ひつよう}必要
^{ひよう}な費用



⑤配電設備費

^{はいでんせつび}配電設備がない^{ばあい}場合に、
^{しんせつ}新設に必要な^{ひつよう}費用

⑥水道等設備費

^{すいどう}水道・^{いど}井戸、^{げすいどうせつび}下水道設備
の^{しんせつ}新設に必要な^{ひつよう}費用

⑦通院交通費

^{いりようきかん}医療機関を受診^{さい}する際
の^{でんしゃ}電車・^{バス}バスなどに
^{ひつよう}必要な費用



7. 保護受給中に減額・免除されるもの

次のような費用は、生活保護受給中は減額または免除の対象となります。

^{こくみんねんきん}国民年金の^{ほけんりよう}保険料

^{ほいくえん}保育園の^{ほいくりよう}保育料

^{じゅしんりよう}NHKの受信料

^{じゅうみんぜい}住民税、^{こていしさんぜい}固定資産税

8. 権利として保証されること

1. 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
2. 生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
3. 福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3月以内に県知事に対して不服の申し立て(審査請求)をすることができます。

9. 保護受給中に守っていただくこと

1. 家計の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。
2. 保護を受けながら借金は認められません。収入とみなされ保護が停止または廃止になることがあります。また、借金返済も認められません。
3. 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るように努力してください。
4. 病気の人は、早く治すため治療を受けてください。
5. 生活保護を受ける権利を他人にゆずることはできません。
6. 収入申告書は、収入がなくとも定期的に提出してください。
7. パチンコ、競馬などのギャンブルはつつしんでください。

福祉事務所から、生活の維持、向上、その他保護の目的達成のために必要な指導・指示を受けたときは、それを守ってください。



※ 正当な理由なく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をする場合があります。

10. 次のようなときは、すぐ届け出てください

1. 家族が増えるとき、減ったとき
2. 収入があったとき、増えたとき、また、減ったとき
(高校生のアルバイト収入など、世帯主以外の方の収入でも届け出る義務があります。)

※正しく申告すれば、収入認定しない取扱いや控除をできる場合があります。特に高校生のアルバイト収入は控除があるほか、修学旅行や進学にかかる費用などに使える場合もあります。アルバイトをするときは事前相談してください。

3. 家賃が変わるとき
4. 仕事についたり、仕事が変わったり、仕事を辞めたとき
5. 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
6. 年金や手当を受けるようになったとき、受けられなくなったとき
7. 医療機関にかかるとき、かからなくなくなったとき
8. 交通事故などの災害にあったとき
9. 引っ越しをしようとするとき
10. 長く家をあけるととき
11. その他、生活の状態が変わったとき

11. 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費を含みます)を返していただく必要があります。

● たとえば次のような場合です

1. 働いていることや給料などの収入を申告していなかったとき(高校生のアルバイト収入なども含みます。)
 2. 保有資産を売却したとき
 3. 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
 4. 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
 5. 交通事故の補償金等を受け取ったとき
- ※ 世帯の自立の観点から、一部が返還額から控除される場合もあります。
- ※ 事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

12. 次のようなときは、相談してください

1. 妊娠したとき。子どもが生まれたとき
2. 働くために技能習得を必要とするとき
3. 葬祭を行うとき
4. 介護用おむつが必要なとき
5. 転居が必要なとき
6. 特別に交通費が必要なとき
7. 小・中・高等学校の入学準備費用が必要なとき
8. 眼鏡等の医療用具が必要なとき

13. 医療機関などにかかるときは



1. 病院にかかるときは、「診療依頼書」が必要です。福祉事務所またはお近くの地域局で申請し、交付された「診療依頼書」を病院に提出して受診してください。
2. 健康保険を使える方も同様に「診療依頼書」の交付を受けて、保険証をそえて病院に提出して受診してください。
3. 柔道整復(接骨院)、あん摩・マッサージ、はり・きゅうにかかる場合には、事前にケースワーカーに相談してください。
4. 休日や夜間などに急病で受診するときは、福祉事務所から交付された「緊急時医療依頼証」を提示し保護を受けていることを窓口で伝え受診してください。
5. 原則、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用させていただきます。医療上、先発医薬品が必要であると認められる場合は、医療扶助の支給対象となります。
6. その他
 - 「診療依頼証」の申請が難しい場合は、必ずケースワーカーに連絡してください。
 - 診断書が必要なときは、ケースワーカーに相談してください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方や、福祉医療を受けている方が生活保護を受けることになった場合、医療費は生活保護からの全額給付となりますので、保険証を国保年金課に返還してください。



14. 民生委員とケースワーカー

民生委員

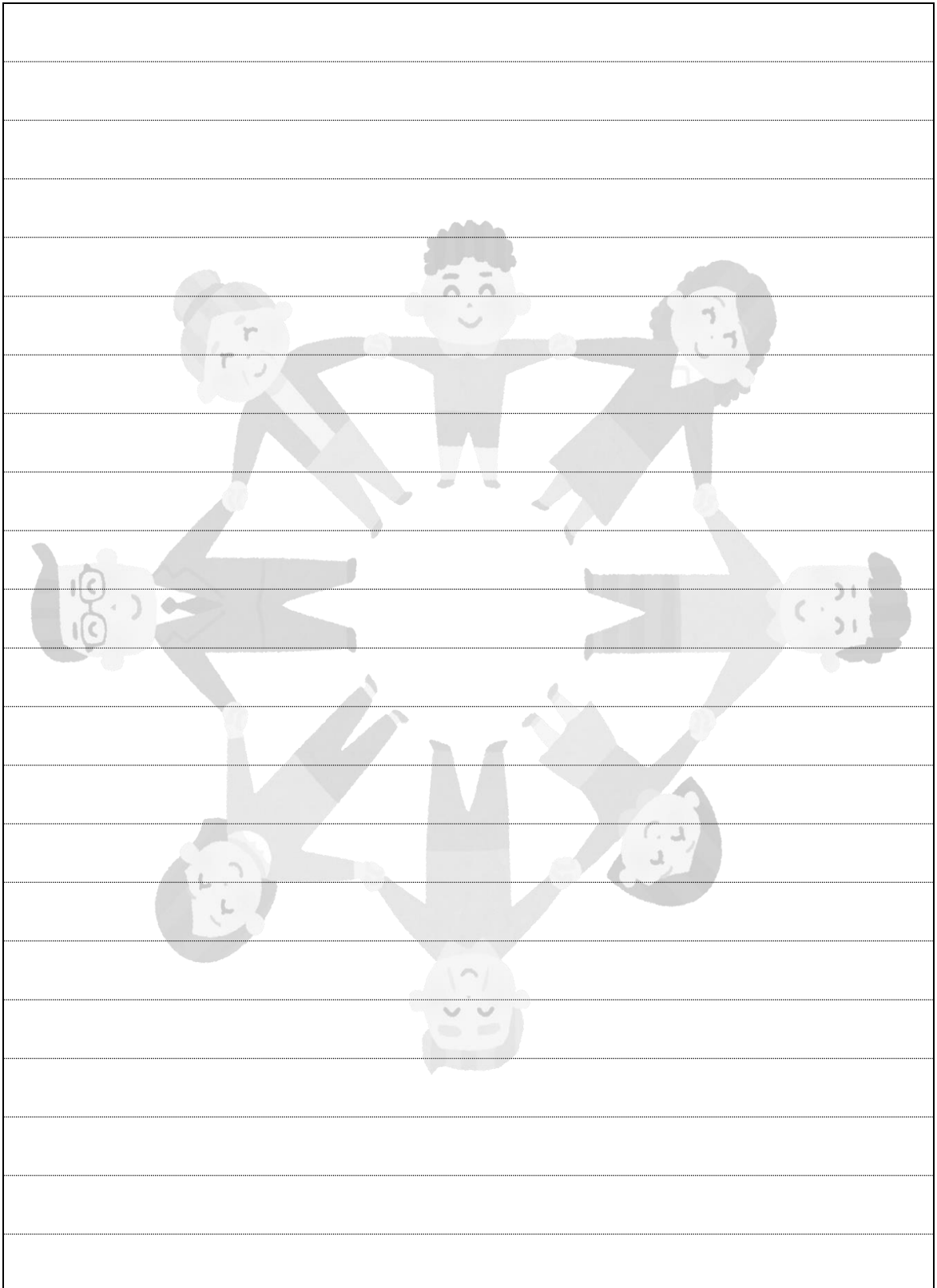
- ❑ 民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。
- ❑ 生活に困った方や悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。
- ❑ 秘密は守りますので安心して相談してください。

ケースワーカー

- ❑ 福祉事務所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況をお聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活ができるよう助言や指導を行います。
- ❑ あなたの家庭を訪問したときに、あなたが不在の場合は連絡票をおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。
- ❑ 秘密は守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。



●×モ



せいかつ ほ ご そうだん れんらく い か ねが
生活保護についての相談、連絡は以下へお願いします。

横手市福祉事務所 社会福祉課生活福祉係

住所:横手市中央町8番2号(本庁舎4階)

電話:0182(35)2156

増 田 地 域	増田市民サービス課保健福祉係	0182(45)5514
平 鹿 地 域	平鹿市民サービス課保健福祉係	0182(24)1114
雄物川地域	雄物川市民サービス課保健福祉係	0182(22)2157
大 森 地 域	大森市民サービス課保健福祉係	0182(26)2115
十文字地域	十文字市民サービス課保健福祉係	0182(42)5114
山 内 地 域	山内市民サービス課保健福祉係	0182(53)2933
大 雄 地 域	大雄市民サービス課保健福祉係	0182(52)3905

